

〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト利用規定

〔2023年9月4日改定〕

第1章 総則・共通事項

第1条【〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト】

〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト(以下「本サービス」といいます)は、契約者が 株式会社 横浜銀行(以下「当行」といいます)との間で、インターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」といいます)、またはスマートフォン等を介し、第2条に定めるサービスを利用できるサービスです。

第2条【サービスの内容】

(1) 照会・振込サービス

- ① 取引照会サービス
- ② 資金移動サービス
- ③ 税金・各種料金等の払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」(以下「料金等払込サービス」といいます)
- ④ メール通知サービス

なお、照会・振込サービスには月額無料プランと基本プランがあり、月額無料プランは、照会・振込サービスのうち①取引照会サービス②資金移動サービス（当日振込のみ）③料金等払込サービスに限定し取引が可能、基本プランは、①②③④のすべての取引が可能です。

(2) 一括伝送サービス

- ① 伝送受付サービス(総合振込・給与(賞与)振込・地方税納付・預金口座振替請求)
- ② 伝送通知サービス(入出金明細・振込入金明細)
- ③ 一括口座確認

お申し込みにあたり、照会・振込サービスの契約が必須です。なお、一括伝送サービスにはライトとスタンダードがあり、ライトは、一括伝送サービスのうち①伝送受付サービスの総合振込・給与(賞与)振込に限定し取引が可能、スタンダードは、①②③のすべての取引が可能です。

(3) 外部連携サービス

お申し込みにあたり、照会・振込サービスの契約が必須です。また、利用する機能によって、一括伝送サービス(ライト・スタンダード)の契約が必須となる場合があります。

(4) 外為サービス

- ① 海外送金受付サービス
- ② 被仕向送金入金依頼受付サービス
- ③ 輸入信用状発行依頼受付サービス
- ④ 為替予約サービス

お申し込みにあたり、照会・振込サービスの契約が必須です。なお、外為サービスの利用については、本利用規定とともに、別途定める「〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト[外為サービス]利用規定」によることとします。

(5) 電子債権サービス

お申し込みにあたり、照会・振込サービスの契約が必須です。なお、電子債権サービスの利用については、本利用規定とともに、別途定める『〈はまぎん〉電子債権サービス』利用規定』によることと

します。

第3条【利用申し込み】

(1) 利用申込者

本サービスは、法人、個人ともに利用できます。ただし、外国為替及び外国貿易法 第6条第1項第6号に定める非居住者の方を除きます。

(2) 利用申し込み

本サービスの利用を希望する場合は、当行所定の方法により申込手続きを行なうものとします。当行が申し込みを適当と判断し、承諾した場合に、本サービスの利用契約(以下「本契約」といいます)が成立するものとします。

第4条【契約者の利用者設定】

(1) 利用者の指定、操作権限の設定

契約者は、パソコンにより本サービスの全部または一部の取引を行なう者として次の利用者を指定し、利用者別に操作権限を設定します。

① マスターユーザ

契約者を代表する利用者として、契約者がマスターユーザを登録します。マスターユーザは1名のみ登録可能で初回のログインID取得を行なうとともに、全ての取引を行なうことができます。また、自身を含む全ての利用者を管理することができます。

② 管理者ユーザ

管理者権限を有する利用者としてマスターユーザが管理者ユーザを登録します。

③ 一般ユーザ

管理者権限を有しない利用者としてマスターユーザまたは管理者ユーザが一般ユーザを登録します。

(2) 電子メールアドレスの登録

すべての利用者は、本サービスの利用にあたり電子メールアドレスの登録が必要です。

(3) 契約者の責任負担

契約者は利用者の行為を監督し本利用規定を遵守させるとともに、利用者が行なった行為に基づく一切の責任は契約者が負うものとします。

第5条【動作環境】

(1) 利用環境の準備、維持

契約者は、当行で推奨するオペレーティングシステムやブラウザを確認のうえ、契約者の負担および責任において本サービスの利用に適したパソコンまたはスマートフォン等の動作環境を準備し維持するものとします。

(2) 利用にあたっての費用負担

本サービスの利用にあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パソコン、スマートフォン等、その他機器等の導入費用等については、契約者が負担するものとします。

第6条【サービス利用口座】

(1) サービス利用口座の届け出

契約者は、本サービスで利用する預金口座(以下「サービス利用口座」といいます)を当行所定の方

法により当行に届け出ることとします。ただし、サービス利用口座の預金科目は当行が指定するものに限りま。

(2) 登録可能口座数

サービス利用口座として登録できる預金口座数は当行所定の口座数とします。

(3) 登録可能な預金口座名義

1 契約に登録できる預金口座名義は契約者と同一名義のもの、もしくは当行が認めたものに限りま。

第7条【サービス利用可能日・利用可能時間】

(1) 利用可能日・利用可能時間

本サービスの利用可能日、利用可能時間は、いずれも当行所定の日・時間帯とします。

(2) 当行都合によるサービスの停止・中止

回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、利用可能時間内であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。

第8条【手数料】

(1) 手数料の種類

本サービスの利用にあたっては、エレクトロニックバンキングサービス手数料一覧表(以下「手数料一覧表」といいます)で定める当行所定の手数料がかかります。

(2) 手数料の支払方法

前項で定める手数料は、契約者の提出するエレクトロニックバンキングサービス手数料引落指定口座届、本サービスの利用申込書および手数料一覧表で定める条件により、預金口座から引き落とします。

(3) 月額手数料

月額手数料については、1 か月に満たないサービス提供期間についても1 か月分の手数料がかかります。

第9条【本人確認】

(1) 認証方式(ログイン方法)

① 認証方式(ログイン方法)の種類

本サービスを利用する際の認証方法(ログイン方法)には「電子認証方式」と「ID認証方式」があります。

i) 電子認証方式

電子証明書およびログインパスワードにより契約者であることを確認する方式

ii) ID認証方式

ログインIDおよびログインパスワードにより契約者であることを確認する方式

② 認証方式(ログイン方法)の選択

認証方式(ログイン方法)は、契約者が当行所定の方法により選択することとします。変更する場合も同様とします。

③ 初回利用登録

i) 「電子認証方式」「ID認証方式」いずれの場合も、当行は契約者の届け出住所あてに「契約情報通知書」を送付し「企業ID」と「仮確認用パスワード」を通知します。

- ii) マスターユーザは、利用申込書に記載した「仮ログインパスワード」と「企業 I D」「仮確認用パスワード」を当行所定の方法でパソコンに入力し送信します。
- iii) ii) で入力・送信された情報と当行で保有している契約者の登録情報の一致を確認した場合は、当行は契約者とみなしますので、続けて「ログイン I D」「ログインパスワード」「確認用パスワード」が登録できます。

④ 電子証明書

- i) 認証方式(ログイン方法)を「電子認証方式」とした場合、契約者は当行が発行する電子証明書を当行所定の方法により、パソコンにインストールすることとします。その際、前号で登録した「ログイン I D」が必要となります。「電子認証方式」では、ログイン I D は電子証明書のインストールのために使用します。
- ii) 電子証明書は当行所定の期間(以下「有効期間」といいます)に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行なうこととします。なお、本サービスを解約した場合、インストールした電子証明書は無効となります。
- iii) 電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡・廃棄する場合、契約者は事前に当行所定の方法により電子証明書の削除(失効手続き)を行なうものとします。また、新しいパソコンを使用する場合は、当行所定の方法により電子証明書の再インストールを行なうものとします。

(2) 本人確認・取引意思の確認

- ① 当行は受信した「電子証明書」(電子認証方式を利用の場合)、「ログイン I D」(I D 認証方式を利用の場合)、「ログインパスワード」「確認用パスワード」(以下、総称して「本人確認情報」といいます)により本人確認を行ないます。
- ② 契約者が資金移動サービスを利用する場合は、事前に契約者が利用申込書により当行に届け出た「資金移動暗証番号」「確認暗証番号」(以下、2 つを総称して「届け出暗証番号」といいます)を当行所定の方法により送信することとします。
- ③ 当行所定の取引では、トランザクション認証番号を当行所定の方法により送信してください。
トランザクション認証を利用するために必要な機器(以下「トランザクション認証用トークン」といいます)の取り扱いについては、第 3 項に記載のとおりとします。
- ④ 当行所定の方法により送信された本人確認情報、届け出暗証番号、トランザクション認証番号と、契約者が当行に事前に登録または届け出た本人確認情報、届け出暗証番号、所定の手続きにより発行されたトランザクション認証番号との一致を当行が確認した場合、当行は次の事項を確認できたものとして取り扱います。
 - i) 本サービスの利用依頼が契約者の意思による有効な申し込みであること。
 - ii) 当行が受信した処理依頼内容が真正なものであること。

(3) トランザクション認証用トークン

① トランザクション認証用トークンの取り扱い

トランザクション認証用トークンは、1 契約者につき 1 個ずつ契約者の届け出住所あてに郵送します。契約者は、トランザクション認証用トークンの受け取り後、速やかに本サービスにログインし、利用登録手続きを行なうものとします。

契約者は、当行所定の方法で申し込むことで、トランザクション認証用トークンの追加発行を受けることができます。トランザクション認証用トークンの追加発行には、当行所定の手数料がかかります。

② トランザクション認証の利用方法

トランザクション認証では、トランザクション認証用トークンに付帯するカメラにより、パソコンまたはスマートフォン等の画面上に表示される2次元コードを読み取ることで、トランザクション認証用トークンの画面上に当行が受信した取引内容と生成されたトランザクション認証番号が表示されるため、取引内容を確認のうえ、パソコンまたはスマートフォン等の画面上にトランザクション認証番号を入力することで、本人確認を実施します。

③ 有効期限

トランザクション認証用トークンには有効期限はありません。電池を交換することで、継続的に利用できます。電池切れにともなう交換用電池の用意については、契約者が負担するものとします。

(4) 本人確認情報・届け出暗証番号等の利用に関する留意事項

① 本人確認情報・届け出暗証番号の厳重な管理

本人確認情報、届け出暗証番号は、第三者に知られたり盗まれたりしないよう契約者本人の責任において厳重に管理することとします。なお、当行役職員がこれらの内容を契約者にお尋ねすることはありません。

② トランザクション認証用トークンの厳重な管理

トランザクション認証用トークンは契約者自身の責任において厳重に管理してください。なお、トランザクション認証用トークンの再発行には、当行所定の手数料がかかります。

③ 本人確認情報・届け出暗証番号の漏洩等の届け出

- i) 本人確認情報、届け出暗証番号を第三者に知られたり盗まれたりした場合、またはそのおそれがある場合は、契約者は当行所定の時間内に当行所定の書面により届け出ることとします。
- ii) トランザクション認証用トークンの紛失、偽造、変造、盗用、不正使用があった場合、またその恐れがある場合は、契約者は直ちに当行所定の方法により届け出ることとします。
- iii) 上記 i) または ii) の届け出に基づき、当行は遅滞なく本サービスの利用を停止します。この場合、当行が本サービスの利用を停止する前に当行が依頼を受け付けた取引により契約者に生じた損害については、当行の過失によるものでない限り当行は責任を負いません。

④ 本人確認情報・届け出暗証番号の失念

届け出暗証番号を失念した場合、契約者は、契約店の店頭で当行所定の書面を提出することにより届け出暗証番号を変更することとします。また、本人確認情報を失念した場合は、契約店の店頭で当行所定の書面を提出することによりパスワードの再発行の手続き等、当行所定の手続きを行なうこととします。

また、ログインIDは、当行が認めた場合に限り、契約店の店頭で当行所定の書面を提出することにより、照会できます。

⑤ 連続誤入力による利用停止

契約者が誤った本人確認情報、届け出暗証番号、トランザクション認証番号の入力、送信を、当行所定の回数以上連続して行なったときは、当行は安全のため本サービスの利用を停止します。この場合契約者は、前号に準じてパスワードの再発行の手続き等、当行所定の手続きを行なうこととします。

なお、当行が認めた場合に限り、上記手続きを行わずに利用停止を解除する場合があります。

⑥ 本人確認情報の定期的な変更

安全性を高めるため、契約者は本人確認情報を定期的に変更することとします。

第10条【電子メール】

(1) 電子メールアドレスの登録

本サービスの利用開始にあたり、契約者はあらかじめインターネットを介してパソコンにより当行センターにサービス利用登録を行なうこととし、その際、ユーザ名と利用者の電子メール(Eメール)アドレスを当行センターに登録することとします(当行センターに登録した電子メールアドレスを以下「登録アドレス」といいます)。

(2) 電子メールの利用

- ① 当行は資金の移動をとまなう取引依頼の受付結果やその他の告知を登録アドレスあてに送信します。
- ② 登録アドレスを変更する場合は、利用者がサービス画面から変更登録を行なうこととします。

(3) 電子メールの利用に関する留意事項

当行が登録アドレスあてに送信した電子メールについて、通信障害その他の理由による未着・延着が発生しても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第11条【届出事項の変更】

(1) 変更の届け出

契約者は、暗証番号、印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により当行へ届け出ることとします。なお、サービス利用口座を変更する場合は、変更前のサービス利用口座の利用契約を解約し、あらためて変更後のサービス利用口座を申し込むこととします。これらの届け出に基づき、当行は遅滞なく変更処理をするものとします。この場合、当行が変更処理を行なう前に当行が依頼を受け付けた取引により契約者に生じた損害については、当行の過失によるものでない限り、当行は責任を負いません。

(2) 通知等の延着・未着

前項に定める届出事項の変更の届け出がなかった等、契約者の責めに帰すべき事由により、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第12条【禁止行為】

(1) 譲渡、質入れ

契約者は、理由の如何を問わず、本契約における権利を譲渡・質入れすることはできません。

(2) 不適当・不適切な行為

契約者は、次の行為をしないこととします。

- ① 公序良俗に反する行為
- ② 犯罪に結びつく行為
- ③ 法律に反する行為
- ④ 本サービスの運営を妨げる行為
- ⑤ 当行の信用を毀損する行為
- ⑥ その他、当行が不適当・不適切と判断する行為

第13条【解約・一時停止等】

(1) 契約者からの解約

契約者は、当行所定の書面を提出することによりいつでも解約申し出ができます。なお、当行の解約手続きが終了するまでの期間は、本サービスが一部利用可能な場合があります。

(2) 当行の判断によるサービスの一時停止または解約

当行は、契約者が第8条の手数料その他当行に対する債務を支払わない場合、その他契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと認められる場合、契約者に事前に通知することなく本サービスの利用を一時停止し、または本契約の全部または一部を解約することがあります。

(3) 契約の終了

以下の事由がひとつでも生じた場合は、本契約は終了するものとします。

- ① 契約期間が満了したとき
- ② 前2項により契約が解約されたとき
- ③ サービス利用口座が解約されたとき
- ④ 契約者に相続が開始したとき
- ⑤ 住所変更の届け出を怠るなどの契約者の責めに帰すべき事由によって、当行に契約者の所在が不明となったとき

(4) 処理の中止

本契約が終了した場合、その時点までに処理が完了していない依頼について、当行はその処理を継続する義務を負いません。

(5) 手数料の清算

本契約が終了した場合、当行は、未払手数料は、契約終了と同時もしくは当行所定の日に引き落とすことができるものとします。

第14条【免責事項等】

(1) 本人確認

相当の注意をもって第9条第2項に定める本人確認・取引意思確認を行なったうえは、パソコン、スマートフォン等、本人確認情報、届け出暗証番号等について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 免責事由

以下の事由に起因して契約者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

(3) 印鑑照合

契約者が届け出た利用申込書等に使用された印影を、当行が預金取引の開始にあたって届け出を受けた印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて処理を行なったうえは、印章またはそれらの書面につき偽造・変造・盗用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第15条【取引内容の確認】

契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第16条【関係規定の適用・準用】

本利用規定に定めのない事項については、当行所定の普通預金規定(総合口座取引規定を含む)、貯蓄預金規定、当座勘定規定、〈はまぎん〉振込規定の定めにより取り扱います。また、これらの規定と本利用規定との間に齟齬がある場合には、本利用規定を優先して適用するものとします。

第17条【規定の変更】

(1) 規定の変更

当行は本利用規定を変更する場合は、変更する日の1か月前の応当日までに、当行のホームページに変更する旨と変更後の規定を掲載します。

(2) 規定の変更の承諾

当行は、本利用規定を変更した日以降(以下「変更日」といいます)は、変更後の規定により本サービスを提供します。本利用規定の変更日以降に契約者が本サービスを利用した場合、当行は変更後の利用規定が異議なく承諾されたものとみなします。

第18条【契約期間】

本契約の契約期間は、契約日から起算して1年間とします。契約者または当行から相手方に対して特段の意思表示がない限り、期間満了日の翌日からさらに1年間継続することとし、以降も同様とします。

第2章 取引照会サービス

第19条【サービスの内容】

取引照会サービスで照会できる取引の内容は次のとおりとなります。

① 入出金明細照会

すべての入金取引・出金取引および企業間の商取引に関する情報(以下「金融E D I 情報」といいます)

② 振込明細照会

振込による入金取引および金融E D I 情報

③ 預金残高照会

(照会時点の)当日残高、支払可能残高、前営業日最終残高、前月末残高、決済確認前証券類残高、貸越極度額

第3章 資金移動サービス

第20条【サービスの内容】

(1) 取引の種類

資金移動サービスは、パソコンまたはスマートフォン等により次の振込取引または振替取引(以下、総称して「振込・振替取引」といいます)を依頼する場合に利用できます。

① 即時取引

依頼日当日に、サービス利用口座から振込資金または振替資金(以下、総称して「振込・振替資金」といいます)を引き落としのうえ、振込・振替資金の入金口座(以下「入金指定口座」といいます)あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行なう取引

② 予約取引

依頼日の翌営業日以後当行所定の範囲内で契約者が指定する日に、サービス利用口座から振込・振替資金を引き落としのうえ、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行

なう取引

(2) 入金指定口座の指定方式

入金指定口座は、当行または「全国銀行内国為替制度に加盟する金融機関」(以下「加盟金融機関」といいます)の国内本支店にある普通預金、当座預金、貯蓄預金とします。なお、入金指定口座の指定方式には、以下に示す「都度指定方式」と「事前登録方式」が利用できますが、「事前登録方式」を利用する場合は、あらかじめ当行所定の方法により届け出ることとします。

① 都度指定方式

契約者が入金指定口座をパソコンにより指定する方式、書面による届け出は不要

② 事前登録方式

「資金移動サービス(登録方式)入金指定口座届」により、契約者があらかじめ入金指定口座を届け出のうえ当行センターに登録しておく方式

(3) 振込取引と振替取引の区分

振込取引と振替取引の区分は次によります。

① 振込取引

サービス利用口座と入金指定口座とが同一店内にない場合、またはサービス利用口座と入金指定口座とが同一店内にあっても名義が異なる場合

② 振替取引

サービス利用口座と入金指定口座とが同一店内にあり、かつ同一名義の場合

第21条【振込・振替取引の依頼】

(1) 利用限度額

1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額範囲内で契約者が当行に利用申込書により届け出た金額とし、利用限度額を超えた振込・振替取引の依頼については、当行は実行する義務を負いません。

(2) 依頼内容の入力、送信

振込・振替取引を依頼する場合、契約者は当行所定の方法によりパソコンまたはスマートフォン等を使用して必要事項を入力し、依頼内容を送信することとします。当行は、送信された事項を依頼内容とします。

第22条【振込契約・振替契約の成立等】

(1) 依頼内容の確定

依頼内容は、契約者が依頼内容を送信し、その情報を当行が受信した時点で確定することとします。

(2) 依頼内容確定の通知

依頼内容が確定したときは、当行は振込振替受付の通知を登録アドレスあてに送信します。

(3) 振込・振替資金の引き落とし

当行は、依頼内容確定時(ただし、予約取引の場合には、振込・振替指定日の当行所定の時刻)に、振込・振替資金を、サービス利用口座から自動的に引き落とします。

なお、契約者は、予約取引の場合には、振込・振替指定日の前日までに振込・振替資金をサービス利用口座に準備しておくものとします。

(4) 振込・振替契約の成立

振込契約または振替契約(以下、総称して「振込・振替契約」といいます)は、確定した振込・振替依頼に基づき、前項に規定する振込資金等を当行がサービス利用口座から引き落とした時に成立するものとします。

(5) 振込・振替の処理

前項により振込・振替契約が成立したときは、当行は、依頼内容に基づいて入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行ないます。

第23条【処理が行なえなかった場合の取り扱い】

振込・振替契約が成立しなかった場合、当行は、当該振込・振替依頼はなかったものとして取り扱います。この場合、当行は、契約者に対し振込・振替契約が成立しなかった旨の通知を登録アドレスあてに送信します。

第24条【依頼内容の訂正、組戻】

(1) 振込の訂正

振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更したり取りやめたりする場合には、当該取引の契約店の窓口において〈はまぎん〉振込規定に基づく訂正または組戻の手続きにより取り扱います。なお、受付にあたっては、当行所定の訂正手数料または組戻手数料がかかります。

(2) 訂正または組戻不能の場合の取り扱い

前項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻ができないことがあります。この場合には、契約者は受取人との間で協議することとします。

(3) 振替取引の場合

振替取引の場合は、訂正、組戻はできません。

第25条【予約取引における依頼の取消】

(1) 予約取引における振込・振替依頼の取消

予約取引において振込・振替依頼を取り消すときは、前条に定める方法のほか、振込・振替指定日の前日までに限り、パソコンまたはスマートフォン等によって当行所定の方法により取り消すことができます。この場合、訂正・組戻手数料はかかりません。

(2) 取消依頼の確定

前項のパソコンまたはスマートフォン等による振込・振替依頼の取消の取り扱いについては、その情報を当行が受信した時点で確定するものとします。

第26条【取引内容の確認等】

(1) 振込・振替取引の内容照会

資金移動サービスによる振込・振替取引の内容は、パソコンまたはスマートフォン等により、当行所定の期間、当行所定の方法により照会することができます。

(2) 振込・振替取引明細の通知

当行は毎月の振込・振替取引の明細を当行所定の方法により通知するので、契約者は取引内容を確認することとします。

(3) 取引内容の確認等

前2項の場合において取引内容に相違があるとき、または前項の場合において通知が届かないときは、契約者は直ちにその旨を契約店に連絡することとします。

第4章 料金等払込サービス

第27条【サービスの内容】

料金等払込サービスは、当行所定の収納機関(以下「収納機関」といいます)に対する税金・利用料金・

手数料等(以下「料金等」といいます)の払い込み手続きを行なうサービスです。

第28条【収納機関の選択等】

料金等払込サービスが利用できる収納機関については、当行所定の収納機関に限定します。収納機関の選択、廃止の決定は当行の判断により行なうこととします。

第29条【料金等払い込みの依頼】

(1) 利用限度額

1日あたりの利用限度額(上限)は当行所定の金額とし、利用限度額を超えた払込依頼については、当行は処理する義務を負いません。

(2) 依頼内容の入力、送信

料金等払込サービスを利用する場合、契約者は当行所定の方法によりパソコンを操作して必要事項を入力し、依頼内容を送信することとします。当行は送信された事項を依頼内容とします。

第30条【払い込み依頼契約の成立等】

(1) 依頼内容の確定

依頼内容は、契約者が依頼内容を送信し、その情報を当行が受信した時点で確定することとします。

(2) 依頼内容確定の通知

依頼内容が確定したときは、当行は料金等払込受付の通知を登録アドレスあてに送信します。

(3) 資金の引き落とし

当行は、依頼内容確定時に払い込み資金をサービス利用口座から自動的に引き落とします。

(4) 払い込み依頼契約の成立

払い込み依頼契約は、確定した依頼内容に基づき、払い込み資金等を当行がサービス利用口座から引き落とした時に成立するものとします。

(5) 払い込みの処理

前項により払い込み依頼契約が成立したときは、当行は、依頼内容に基づいて払い込みの処理を行ないます。

(6) 払い込み依頼の取消・訂正

払い込み依頼契約の成立後は、契約者は料金払込みの依頼を取消または訂正することはできません。

(7) 収納機関による払い込みの取消

収納機関から当行への連絡により、処理済みの料金等の払い込みが取り消されることがあります。

第31条【領収書の取り扱い】

当行は、料金等の払い込みにかかる領収書(領収証書)を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果その他収納業務に関する照会は、契約者が収納機関に直接問い合わせることとします。

第32条【料金等払込サービスの利用不能等】

(1) 料金等払込サービスの利用不能

次の場合、契約者は料金等払込サービスを利用することができません。

- ① 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合。
- ② 当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合。

(2) 所定の項目の入力を誤った場合の利用再開手続き

当行または収納機関所定の回数を超えて所定の項目の入力を誤った場合、利用を再開するときは

当行所定の手続きを行なうこととします。

第5章 メール通知サービス

第33条【メール通知サービス】

(1) メール通知サービスとは

メール通知サービスとは、あらかじめ指定されたサービス利用口座に入金取引・出金取引、振込による入金取引があったことを、契約者の指定する電子メールアドレスあてに電子メールでお知らせするサービスをいいます。メール通知サービスの利用申し込みにあたっては、利用申込書の提出が必要です。

(2) 電子メールアドレスの登録

契約者は、当行所定の方法によりパソコンからメール通知サービスで使用する電子メールアドレスの登録を行なうものとします。第10条の登録アドレスと異なる電子メールアドレスでも差し支えありません。

(3) 取引明細データの照会

契約者は、取引明細データを電子メールに添付したPDF形式のファイルで確認できるほか、パソコンまたはスマートフォン等から照会することも可能です。

(4) 取引明細データの保有期間

取引明細データの保有期間は、当行所定の期間とし、契約者は保有期間を超えた取引明細データを照会できません。

第6章 一括伝送サービス

第34条【サービスの内容】

(1) 伝送受付サービス

伝送受付サービスは、総合振込・給与(賞与)振込の取組、地方税の納付、預金口座振替の請求を依頼する場合に利用できます。この場合、契約者は次の基準に基づき、パソコンにより依頼する明細を当行所定の仕様により当行センターに送信することとします。なお、総合振込の取組を依頼する明細(情報)、給与(賞与)振込の取組を依頼する明細(情報)、地方税の納付を依頼する明細(情報)、および預金口座振替の請求を依頼する明細(情報)を総称して、以下「一括伝送サービス受付明細」といいます。

① 総合振込

- i) 次の「② 給与(賞与)振込」以外の支払資金の預金口座振込方法をいいます。ただし、配当金・年金・財形給付金等、全国銀行協会制定の「標準通信プロトコル」で別に定める資金の振込を除きます。
- ii) 振込資金の入金口座(以下「振込指定口座」といいます)は、総合振込の取組を依頼する明細(情報)の伝送にあたって契約者が指定した、当行または加盟金融機関の国内本支店にある普通預金、当座預金となります。
- iii) 本サービスにおける振込方法(電信・文書区分)はすべて「電信扱い」とします。
- iv) 受取人に対する入金通知は、それぞれ振込先の金融機関所定の方法によることとします。
- v) 振込金の支払開始時期は、振込金が受取人の振込指定口座に入金されたときとします。
- vi) 明細(情報)の伝送にあたり、金融E D I 情報を添付することができます。

② 給与(賞与)振込

- i) 企業または個人事業主がその役員ならびに従業員(以下「受給者」といいます)に対して支払う

資金(報酬・給与・賞与・手当等)の預金口座振込方法をいいます。

- ii) 振込指定口座は、給与(賞与)振込の取組を依頼する明細(情報)の伝送にあたって当行または加盟金融機関の国内本支店にある受給者本人名義の普通預金または当座預金に限定します。
- iii) 受給者に対する入金通知は行ないません。
- iv) 振込金の支払開始時期は、振込先の金融機関が当行の国内本支店の場合は振込指定日の午前9時、振込先の金融機関が加盟金融機関の国内本支店の場合は振込指定日の午前10時とします。

③ 地方税納付

- i) 「契約者が特別徴収義務者として契約者の給与受給者等から徴収し、市区町村に納付する個人住民税(特別徴収分)」(以下「住民税」といいます)の納付手続きができます。
- ii) 納付指定日は当行所定日のみ指定できます。
- iii) 当行は、納付処理結果を記載した地方税納付明細表および該当の領収証書を、当行所定の方法により契約者にお渡しします。

④ 預金口座振替請求

- i) 契約者は預金口座振替による収納事務の取り扱いを当行に委託することができます。なお、契約者に対し代金・料金等の対価を支払う債務者(以下「支払人」といいます)が指定できる代金・料金等の対価(以下「収納金」といいます)の引き落とし指定口座は、当行本支店にある支払人名義の普通預金・当座預金に限ります。
- ii) 収納金の種類・内容は、あらかじめ契約者が当行所定の方法により届け出ることとし、これを変更することはできません。
- iii) 契約者は、支払人から預金口座振替の依頼を受けたときは、預金口座振替依頼書(以下「依頼書」といいます)および預金口座振替申込書(以下「申込書」といいます)の提出を受け、依頼書と申込書の両方を当行の自動支払センターへ送付してください。
- iv) 当行が預金口座振替の依頼を承諾したときは、申込書の所定欄に受付印を押印のうえ、契約者に返戻します。なお、依頼書に印鑑相違その他不備事項があるときは、これを受理せずに申込書とともに契約者に返戻します。
- v) 収納金の振替日は月1回とし、あらかじめ契約者が当行所定の方法により届け出ることとします。なお、振替日を変更するときは、契約者が支払人に周知徹底をはかることとします。当行は特別な通知等を行ないません。
- vi) 当行は引落処理終了後、振替処理結果および振替不能事由(振替不能分のみ)を伝送通知サービスにより通知するので、契約者はその記録(通知明細)を取得することにより、振替処理が行なわれたことを確認してください。なお、一度引落不能となった明細については、再引落はかからないため、契約者は預金口座振替請求の実施に先立ち、支払人の引落指定口座につき、「銀行コード」「支店コード」「預金科目」「預金口座番号」を確認してください。
- vii) 当行は、当行所定日までに振替資金を振替資金入金指定口座に入金します。
- viii) 契約者は、振替不能分について再度預金口座振替により請求するときは次回の振替請求の際に行なってください。この場合、再請求分と次回請求分とを同時に請求するときは、当行はその引き落としについて優先順位をつけません。
- ix) 当行は、支払人に対する入金督促および領収書の作成・送付は行ないません。また、支払人に対する引き落とし済みの通知は行ないません。
- x) 当行は、支払人からの申し出または当行の都合により、当該支払人との預金口座振替契約を解

約または変更したときは、契約者にその旨を通知します。ただし、支払人が引落指定口座を解約したときはこの限りではありません。

(2) 伝送通知サービス

伝送通知サービスでは、契約者は、通知対象口座について入出金明細(すべての入金取引・出金取引明細)または振込入金明細(振込による入金取引明細)のデータおよびそれらのデータに添付された金融E D I 情報をパソコンにてファイル取得することができます。なお、それらの通知明細の通信データの仕様は、当行所定の仕様となります。ただし、通知すべき取引明細が存在しない場合は取得できません。

第35条【伝送受付サービスの受付】

(1) 当行が受け付ける伝送受付サービス明細の種類

当行が契約者から受け付ける一括伝送サービス受付明細の種類は、契約者が一括伝送サービス利用申込書であらかじめ指定したものとします。

(2) 受付開始日

受付開始日は、当行所定の日とします。

(3) 受付時限

契約者は、当行所定の確定時限までに第5項の依頼内容の送信を完了させ、なおかつ当行所定の承認時限までに第7項の承認操作を完了させることとします。

(4) 利用限度額

1日あたりの利用限度額(上限)は当行所定の金額とし、利用限度額を超えた振込依頼、納付依頼については、当行は処理する義務を負いません。

(5) 依頼内容の入力、送信

一括伝送受付サービスを利用する場合、契約者は当行所定の方法によりパソコンを操作して必要事項を入力し、依頼内容を送信することとします。

(6) 確定依頼受付の連絡

当行は依頼内容の受信後、登録アドレスに確定依頼受付の連絡を送信(通知)しますので、契約者は受付結果が正常であることを確認することとします。

(7) 承認操作

契約者は、承認時限までに、パソコンまたはスマートフォン等により承認操作を行なうこととします。なお、依頼内容を変更する場合は、当行所定の手続きにより依頼内容を差し戻しのうえ、再度、第3項の受付時限までに第5項および本項の操作により変更後の依頼内容を送信、承認するものとします。

第36条【伝送受付サービス契約の成立等】

(1) 依頼内容の確定

依頼内容は、前条第7項の承認操作による情報を当行が受信した時点で確定することとします。

(2) 依頼内容確定後の通知

当行は承認操作の受信後、登録アドレスに承認依頼受付の連絡を送信(通知)します。

(3) 振込・納付資金の引き落とし

当行は、当行所定の期日に、振込資金または納付資金をサービス利用口座から自動的に引き落とします。なお、契約者は振込指定日の前日〔ただし、他行あての給与(賞与)振込の振込資金は振込指定日の2営業日前の前日〕までに振込資金および振込手数料をサービス利用口座に準備しておくもの

とします。また、地方税納付については、当行所定の資金引落日の前日までに納付資金を、納付指定日の前日までに地方税納付処理手数料をサービス利用口座に準備しておくものとします。

(4) 伝送受付サービス契約の成立

総合振込・給与(賞与)振込・地方税納付契約は、確定した依頼内容に基づき、当行が振込資金または納付資金をサービス利用口座から引き落とした時に成立することとします。また、預金口座振替契約は、依頼内容確定時に成立することとします。

(5) 振込通知の発信等

前項により伝送受付サービス契約が成立したときは、当行は、依頼内容に基づいて振込通知を発信、または地方税納付手続き、預金口座振替手続きを開始します。

第37条【依頼内容の訂正・組戻】

(1) 依頼内容確定後の取消

依頼内容が確定したあとの取消はできません。

ただし、総合振込、給与(賞与)振込、預金口座振替の依頼内容については、承認操作をした当日（休日の場合は翌営業日）の当行所定の時限までに限り取り消すことができます。この場合、契約者は当行所定の方法によりパソコンを操作して承認取消をおこなうこととします。承認取消の取り扱いについては、その情報を当行が受信した時点で確定するものとします。なお、訂正・組戻手数料はかかりません。

(2) 振込の訂正・組戻

振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更したり取りやめたりする場合には、当該取引の契約店の窓口において〈はまぎん〉振込規定に基づく訂正または組戻手続きにより取り扱います。なお、受付にあたっては、当行所定の訂正手数料または組戻手数料がかかります。

(3) 訂正または組戻不能の場合の取り扱い

前項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻ができないことがあります。この場合には、契約者は受取人との間で協議することとします。

第38条【伝送受付サービス受付明細の廃棄】

伝送受付サービス契約が成立しなかった場合、当行は契約者から受信した伝送受付サービス受付明細を当行の判断により契約者に通知することなく廃棄することがあります。

第39条【一括口座確認】

(1) 一括口座確認とは

一括口座確認は、パソコンにて総合振込および給与(賞与)振込の準備を目的に振込先の口座確認をする機能をいいます。利用申し込みにあたり、一括伝送サービス・スタンダードの契約が必須となり、あわせて一括口座確認に関する当行所定の申込書の提出が必要です。

(2) 口座確認依頼データの受付

契約者は、当行所定の方法により口座確認依頼データを伝送し、当行は依頼されたデータにもとづいて口座確認手続きを実施します。

(3) 口座確認結果回答データの照会

契約者は、口座確認結果回答データを原則確認依頼日の翌日(本サービスの利用停止日を除く)以降に当行所定の方法で照会できます。

(4) 照会結果の保有期間

口座確認結果回答データの保有期間は、当行所定の期間とし、契約者は保有期間を超えた口座確認結果回答データを照会できません。

(5) 目的外利用の禁止

契約者は、総合振込および給与(賞与)振込の準備の目的にのみ、一括口座確認の依頼ができます。一括口座確認の依頼内容に基づく振込を予定していない等、一括口座確認の目的外での利用が懸念されると当行が判断した場合には、当行は一括口座確認の利用を停止することができるものとします。

第7章 外部連携サービス

第40条【外部連携サービスの内容】

(1) 外部連携サービスとは

契約者は、当行が契約を締結した外部企業(以下「接続事業者」といいます)との間で契約を締結することにより、接続事業者が提供するサービスを通じてデータ連携サービス(以下「外部連携サービス」といいます)を利用することができます。外部連携サービスの対象となる機能は、当行ホームページに掲げる機能とします。なお、契約者が契約を締結する接続事業者によって外部連携サービスのうち一部を利用できないことがあります。

(2) 接続事業者との契約

契約者が外部連携サービスを利用するにあたり、接続事業者と契約することが必要となります。接続事業者との契約は契約者ご自身の責任において行なうものとします。

(3) 各規定の適用

外部連携サービスを利用した当行のサービスには、当行が定める普通預金規定等の関係する各規定が適用されます。

第41条【利用手数料】

外部連携サービスの利用にあたって、第8条に定める利用手数料に追加して料金は発生しません。なお、接続事業者が提供するサービスを利用するにあたっては、接続事業者に対して料金の支払いが必要になる場合があります。

第42条【外部連携サービスの利用】

(1) 外部連携サービスの利用開始

外部連携サービスの利用開始にあたっては、パソコンまたはスマートフォン等により接続事業者が提供するサービス経由で本利用規定に定める本人確認を受け、接続事業者ごとに利用登録を行なう必要があります。また、利用から一定期間を超えた場合には、再度本人確認及び利用登録が必要になる場合があります。

(2) 本人確認

前項の利用登録完了後は、接続事業者が提供するサービスの認証情報をもって本人確認を行なうこととし、当行は当該本人確認をもって、契約者の情報を接続事業者と連携することについて、契約者の指示があったものとみなします。

本人確認を行なったうえで取引をした場合、接続事業者が提供するサービスの認証情報につき不正使用その他の事故があっても当行は当一六一丁なものとして取り扱うものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

接続事業者が提供するサービスの認証情報は、契約者の責任で厳重に管理し、他人に知らせず、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。

(3) セキュリティレベル

契約者は、接続事業者が提供するサービス経由で外部連携サービスを利用する場合、当該接続事業者のセキュリティレベルでの利用となることを了承します。

(4) 情報開示

外部連携サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する事象が発生した場合は、当行は、接続事業者と連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報およびその他の契約者の情報(金融E D I 情報を含む)を接続事業者に対し開示することができるものとします。

① 契約者の情報が流出・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合

② 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合

当行が接続事業者に開示した情報は、接続事業者によって管理されるものとし、接続事業者による管理不十分、使用上の過誤、不正使用等により発生した損害または損失について当行は責任を負いません。

(5) 各種リスク

外部連携サービスの利用にともない、以下に該当する事象によって契約者に損害が生じるリスクがあります。契約者は、かかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、外部連携サービスを利用するものとします。

① 接続事業者が提供するサービスの利用に必要となる認証情報等が流出、漏洩もしくは偽造され、接続事業者もしくは当行のシステムが不正にアクセスされ、または接続事業者のシステム障害等により、契約者の情報の流出等が生じる場合

② 接続事業者の責めに帰すべき事由(内部役職員の不正行為、システム管理の不備、利用者保護態勢の不備等を含みますが、これらに限られません)により接続事業者のサービス機能停止や契約者情報の流出等が生じる場合

第43条【外部連携サービスの変更・取り止め】

外部連携サービスの変更・取り止めは、接続事業者が定める所定の方法により申し込むものとします。

変更・取り止めのために契約者に発生した損害について、当行は責任を負いません。

第44条【提供情報】

外部連携サービスで提供される情報は、契約者の照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りません。

第45条【免責事項】

当行は、外部連携サービスに関し、接続事業者が提供するサービスとの連携が常時適切に行なわれること、契約者の利用目的に適合すること、連携結果が正確性、適格性、信頼性、適時性を有すること、接続事業者のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、第三者の権利を侵害していないことの保証を行なうものではありません。

接続事業者の提供するサービスについては、接続事業者が契約者との間で締結した当該サービスに関する利用規約に従い、接続事業者が責任を負います。接続事業者の提供するサービスに起因して契約者に発生したすべての損害について、当行は責任を負いません。

外部連携サービスに関する技術上の理由、当行の業務上の理由、セキュリティ、保守その他の理由により、契約者に事前に通知することなく、外部連携サービスの全部または一部が一時的に制限、停止されることがあります。これらに起因して契約者に発生した損害について、当行は責任を負いません。

第46条【サービスの休止】

当行は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、外部連携サービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関する契約者への告知については、当行の定める方法によることとします。

第47条【サービスの廃止】

当行は、外部連携サービスの全部または一部について、契約者に通知することなく廃止する場合があります。また、外部連携サービス廃止時には、本利用規定を変更する場合があります。